

第 1 回盛岡市・玉山村合併協議会

会 議 録

盛岡市・玉山村合併協議会事務局

第 1 回盛岡市・玉山村合併協議会

日時 平成16年11月29日（月）午後3時

場所 盛岡市中央公民館 1階 大会議室

次 第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 会長あいさつ

4 委員紹介

5 会議録署名人の指名

6 議 事

(1) 報告事項

報告第 1 号 盛岡市・玉山村合併協議会規約について

報告第 2 号 盛岡市・玉山村合併協議会幹事会規程について

報告第 3 号 盛岡市・玉山村合併協議会専門部会規程について

報告第 4 号 盛岡市・玉山村合併協議会専門部会グループ会議規程について

報告第 5 号 盛岡市・玉山村合併協議会事務局規程について

報告第 6 号 盛岡市・玉山村合併協議会委員等の報酬に関する規程について

報告第 7 号 盛岡市・玉山村合併協議会平成16年度予算について

(2) 協議事項

協議第 1 号 盛岡市・玉山村合併協議会会議運営規程について

協議第 2 号 盛岡市・玉山村合併協議会事業計画について

協議第 3 号 合併協定項目について

協議第 4 号 事務事業・行政サービスの調整方針について

協議第 5 号 新市建設計画の策定方針について

協議第 6 号 合併の方式について（協定項目 1）

協議第 7 号 合併の期日について（協定項目 2）

7 その他

8 閉 会

1 開 会

司会（沼田） 定刻となりましたので、ただいまから第1回盛岡市・玉山村合併協議会を開会いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます玉山村総合政策室長の沼田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日開催します協議会につきましては、後ほど規約でご説明いたしますが、公開にさせていただきたいと存じますので、あらかじめご了承ください。

また、テレビカメラ等による会場内の取材につきましては会長あいさつまでの頭どりといたしますし、会議に入りました以降につきましては、報道関係者のお席での取材とさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

2 委嘱状交付

司会（沼田） それでは、初めに委員の皆様へ委嘱状の交付でございますが、皆様のお席の方に置かせていただいておりますので、恐縮ではございますが、委嘱状の交付にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日は協議会委員28名全員の出席となっております。

3 会長あいさつ

司会（沼田） それでは、会長のあいさつをお願いいたします。会長の谷藤裕明盛岡市長があいさつを申し上げます。

谷藤会長 一言ごあいさつ申し上げます。

11月24日の盛岡市・玉山村合併協議会設立会議におきまして、工藤玉山村長さんのご推挙によりまして、当協議会の会長を引き受けさせていただくことになりました盛岡市長の谷藤でございます。盛岡市・玉山村合併協議会を開催するに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、心より感謝申し上げます。

ご案内のとおり、11月15日に設置いたしました盛岡市・玉山村任意合併協議会におきまして、枠組みの変更に伴います新市の将来構想や各種行政サービスの調整をご確認いただ

き、22日には盛岡市及び玉山村それぞれの議会におきまして、法定協議会設置の協議についてご協賛いただきまして、24日には設立会議を開催し、きょうの第1回法定協議会を迎えたものでございます。

ここに至るまでにはさまざまな経緯があったわけですが、子や孫の代まで元気で魅力ある地域づくり、そして、北東北のかなめとなる地域の創造への多くの方々の思いと期待が、今回の法定合併協議会の開催に至ったものと深く感謝申し上げる次第でございます。

さて、法定協議会では、新市建設計画の作成、その他合併に関するあらゆる協議を行うこととなっておりますが、これまで鋭意積み重ねてまいりました協議成果をもとに、さらに議論を深めまして、地域の方々一人一人が幸せを感じることができ、また、県都としてふさわしいインパクトのある地域づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

委員の皆様には、さきの任意合併協議会から引き続き、法定協議会の場に舞台を移し、ご協議をお願いすることになります。今後7回程度の協議を予定しておりますが、盛岡市・玉山村のパワーを結集いたしまして、将来に希望の持てる地域づくりにともに取り組みでまいりたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これまでも何度か申し上げましたが、自分たちの地域は自分たちで作り上げていくということを考えておりますし、自立した行政主体として、将来にわたって効率的で安定した行政を行い、この地域に住む人がいつまでも住み続けられ、多くの人を引きつけるようなまちづくりを進め、将来の世代に引き継いでまいりたいと考えております。

皆様には、これから大変な作業に取り組んでいただくこととなりますが、対等な立場、互譲の精神のもと、建設的かつ活発なご議論をお願いしたいと存じておりますので、特段のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

4 委員紹介

司会(沼田) 次に、委員紹介に入りますが、きょうは第1回目の協議会ということで、大変恐縮ですが、自己紹介をお願いしたいと思います。

初めに、会長の谷藤会長、お願いします。

谷藤会長 このたび会長を仰せつかることになりました盛岡市長の谷藤でございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

司会（沼田） 次に、工藤副会長、お願いいたします。

工藤副会長 副会長としてお世話になることになりました玉山村長の工藤でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

司会（沼田） 続きまして、山本委員から、時計回りの席の順に一言ずつお願いしたいと思っております。

山本委員 盛岡市の議長の山本です。よろしくお願い致します。

嵯峨委員 玉山村の議長の嵯峨でございます。よろしくお願い致します。

大山委員 玉山の大山です。よろしくお願い致します。

荒屋委員 玉山の荒屋です。どうぞよろしく申し上げます。

本山委員 玉山の本山でございます。よろしくお願い致します。

竹田（捷）委員 玉山の竹田捷夫でございます。どうぞよろしく申し上げます。

工藤（定）委員 玉山の工藤でございます。よろしくお願い致します。

竹田（孝）委員 玉山村の竹田でございます。よろしくお願い致します。

佐藤委員 玉山の佐藤でございます。よろしくどうぞ申し上げます。

福田委員 玉山村の福田でございます。よろしくお願い致します。

寺口委員 同じく玉山村の寺口でございます。よろしくお願いをいたします。

皆川委員 玉山村の皆川ミエ子でございます。どうぞよろしく申し上げます。

岩崎委員 玉山村の岩崎でございます。どうぞよろしく申し上げます。

佐々木委員 盛岡市の佐々木聡と申します。盛岡青年会議所の方に所属しております。どうぞよろしく申し上げます。

氏家委員 盛岡の氏家でございます。女性団体から参りました。どうぞよろしく申し上げます。

村井委員 盛岡の村井政吉でございます。町内会連合会を預かっております。玉山の自治会協議会長の寺口さんとは、かなり懇意にさせていただいている面が多うございますので、今後よろしく申し上げます。

館澤委員 盛岡の館澤でございます。盛岡市農協にお世話になっております。よろしくお願い致します。

斎藤委員 盛岡の斎藤でございます。盛岡商工会議所の会頭を仰せつかっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

池田委員 盛岡市助役の池田でございます。26日の幹事会で幹事長に選出をいただきま

した。よろしくお願ひ申し上げます。

刈屋委員 盛岡の市議会議員の刈屋秀俊です。どうぞよろしくお願ひいたします。

村田委員 盛岡の村田芳三でございます。議員でございます。よろしくお願ひします。

千葉委員 盛岡市議会議員の千葉長進でございます。よろしくお願ひいたします。

熊谷委員 盛岡市議会議員の熊谷でございます。よろしくお願ひいたします。

工藤（由）委員 市議会副議長の工藤由春でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

野本委員 県の市町村課総括課長の野本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

長澤委員 盛岡地方振興局長の長澤でございます。どうぞよろしくお願ひします。

司会（沼田） 以上、自己紹介が終わりました。委員の皆様にはありがとうございます。

それではここで、会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

事前配付の資料として、次第、そして資料つづり1ページから44ページものがございます。そのほかに、委員の名簿、座席表をお配りしております。もし不足の方がいらっしゃる場合に、恐縮でございますけれども、お申し出いただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

なお、あらかじめ委員の皆様にお願ひ申し上げますが、会議録作成の関係から、会議における発言につきましてはマイクをお使いいただくようよろしくお願ひいたします。

それでは、これ以降の会議は、後ほどご説明します協議会規約第9条第2項の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、よろしくお願ひいたします。

谷藤会長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

5 会議録署名人の指名

谷藤会長 それでは、初めに会議録署名人の指名をさせていただきたいと思ひます。

本来でありますと会議運営規程を決定していただいた上で指名するものでございますが、第1回の会議でもございますので、報告事項などもあります関係で、あらかじめ指名をさせていただきたいと思ひますが、その方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただきます。

本日の会議の会議録署名人は、盛岡市の熊谷喜美男委員、玉山村の荒屋光生委員にお願い申し上げます。

6 議 事

谷藤会長 それでは、次第6の報告事項に入らせていただきますが、本日の合併協議会としての議事に入る前に、委員の皆様には事業所税についてご説明し、ご了解いただいた上で、法定協議会としての協議に入らせていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

11月15日の任意合併協議会では、2つの枠組みの内容に修正した資料の一つとして新市将来構想をご説明し、その中で、財政計画は、合併時の平成18年1月では人口が30万人の規模になることから、事業所税を見込んだ財政計画をお示ししております。しかしながら、事業所税の課税団体指定は合併から5年経過した後の平成23年1月以降となり、22年の時点での人口の推計は29万9,700人として、その後も減少となる推計としているため、人口30万人が微妙な状況でございまして、問題となっております。

このため、事業所課税団体の指定について、岩手県を通じて総務省に指定の取り扱いについて照会したところ、平成23年1月時点で22年の国勢調査の速報値人口が官報告示され、その人口が30万人以上であれば課税団体として政令指定されることになるし、30万人を下回れば指定されない。また、政令指定後に人口が30万人を下回った場合は、国が判断し、指定から外すことになる。以上の回答をいただいたところでございます。

それに伴いまして、投資的経費などの歳出への影響も考え検討する必要がありますので、新市の一体的な発展や住民福祉の向上のため、事業所税を盛り込む場合と盛り込まない場合のどちらの計画にすれば、より財政効果が出るような組み立てになるかなどについて、法定協議会で話し合いを行ってまいりたいと存じます。

皆様のご理解をいただき、これからの協議に入っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

ただいま私の方から、事業所税につきまして県を通じまして総務省に照会をした内容を説明させていただいたところでございますけれども、この件につきまして、ご意見、ご質

問がございましたらお願いいたしたいと思います。

申しあげましたとおり、5年先からということで、そのときの人口状況がどういうふうになっているかということ踏まえてということでございますけれども、いずれ今後の協議の中でも、これらは改めてまたご協議いただく場面もあろうかと思いますが、今、事前にご説明をさせていただくということで、これから先に進ませていただくということによるしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、先に進ませていただきたいと思います。

それでは、次第の6に入ります。

(1) 報告事項

谷藤会長 この報告事項は、11月24日に協議会設立会議において定めた規約、諸規程等について報告するものであります。

まず、報告第1号 盛岡市・玉山村合併協議会規約について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 盛岡市の方の協議会の事務局次長を仰せつかっております藤原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、ご説明いたします。

お手元の次第をめくっていただきまして、1ページ、報告事項の第1号 盛岡市・玉山村合併協議会規約についてという資料がございます。

この資料の説明に入ります前に、若干ご説明させていただきたいと思いますが、ご案内のとおり、合併協議会につきましては、地方自治法あるいは合併特例法の規定によりまして設置される協議会でございます。合併に関するあらゆる事項について協議を行うという役割を持つものでございます。具体的には、合併建設計画の策定、それから合併協定項目に関する協議、それから住民の方々への情報提供という、大きく分けると3つの役割を持っております。

市長のあいさつの中にもありましたように、設置の手續につきましては11月22日に盛岡市、玉山村の方の議会の議決をいただきまして、24日に設立会議を開催し、協議会を設置しまして、同じ日に設置の告示、それから県知事への設置の届け出という法律上の手續も経ております。

それでは、資料によってご説明いたします。2ページをごらんいただきたいと思います。

盛岡市・玉山村合併協議会規約でございます。

第1条の項目は設置の根拠でございます、地方自治法及び合併特例法に基づいて協議会を設置するという根拠を示したものでございます。

第2条は、名称の規定。

第3条は、所掌事務ということで、合併に関するあらゆる項目について協議すること、第1号、第2号として新市合併建設計画の策定、第3号として、その他必要な事項ということで規定をしております。

第4条の事務所につきましては、盛岡市役所に置く。

第5条、第6条につきましては、組織の規定でございます、会長、副会長及び委員をもって構成すると。

そして、第7条の委員につきましては、全体で28名の委員の方々の構成という定めを設けております。

3ページ、第8条、会議の招集。これは、会長が招集することになっておりますし、第9条、会議の運営につきましては、委員の方々の3分の2以上の出席が必要という定足数を設けております。それで、会議の議長は会長とする。それから、第3項で、会議は公開とするという規定でございます。

第10条、小委員会の規定を設けております。協議会の事務の一部について調査を行うために、小委員会を設置できるという規定を設けております。

第11条の幹事会につきましては、協議会に提案する内容について、幹事会で調整したものを提案するというものでございます。

第12条は、事務局の規定。

第13条の経費ということで、必要な経費は、それぞれ構成団体に負担する。均等割及び人口割をもとにして定めるという内容でございます。

第14条の監査につきましては、構成団体の収入役に監査委員を委嘱して行うということで、市の収入役の方にもお願いすることになります。

4ページ目、第15条は、財務の規定。

第16条は、報酬及び費用弁償の規定ということで設けております。

以上が規約の内容です。

そして、5ページ目は、この24日の盛岡市長、玉山村長による設立会議によりまして、規定に基づき協議した内容について協定書という形でまとめまして、署名いただいた、その写しをつけさせていただいております。

規約につきましては以上でございます。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、次に進ませていただきます。

次に、報告第2号 盛岡市・玉山村合併協議会幹事会規程から報告第6号 盛岡市・玉山村合併協議会委員等の報酬等に関する規程につきまして、関連がございますので、一括して報告をお願いしたいと思います。

藤原事務局次長 それでは、皆様の資料6ページからご説明をしたいと思います。

まず、幹事会規程でございます。規程については7ページに載せさせていただいておりますが、この規程につきましては、規約の第11条第2項の規定に基づきまして、協議会に提案する事項につきまして協議・調整を行う組織として幹事会を設けると。そのための必要な事項を定めたものでございます。

なお、幹事会につきましては、11月26日に立ち上げております。

第3条でございますが、これは、構成する市村の助役と担当部長、室長で構成するという事で組織を設けております。

それから、第6条の専門部会ということで、幹事会の下に専門部会を置く規定を設けております。

以上、必要な事項を定めております。

次の9ページ、報告事項の第3号でございます。盛岡市・玉山村合併協議会専門部会規程について、別紙のとおり報告するものでございます。

10ページをお願いいたします。

この専門部会の規程でございますが、これは、幹事会規程第6条第2項の規定に基づきまして、幹事長の指示を受けまして、協議会の所掌事務について専門的に協議・調整を行う組織として必要な事項を定めたものでございます。

第3条の組織についてでございますが、具体的には11ページ、12ページということで、この専門部会の内容をあげさせていただいております。専門部会は、総務部会、企画部会

など11の部会を設けております。それで、それぞれの担当部課長さん方が張りついておりまして、人数を数えてみますと、盛岡市では88人の担当部課長、玉山村の方では16人の課長ということで、合わせまして104人の職員がこの専門部会に所属して調整を図るという内容でございます。

それから、13ページでございますが、報告第4号 これは盛岡市・玉山村合併協議会専門部会グループ会議規程というものでございます。次のとおり報告するものでございます。

14ページをお願いいたします。

これは、ただいま申し上げました専門部会規程第10条に基づきまして、協議会の所掌事務について、専門部会長の指示を受けて専門的に協議・調整を行う組織ということで必要な事項を定めております。

具体的には、16ページの方にこのグループ会議の表がございます。それぞれ部会の下にグループ会議を設けているというつながりになっておりまして、グループ会議は全部で45のグループということになっております。それぞれ盛岡市、玉山村の方の担当の課長補佐、係長クラスの方々が所属するというので、具体的な調整作業に入る。ちなみに、12月2日に立ち上げを行うという予定でございます。

それから、17ページでございますが、報告第5号 盛岡市・玉山村合併協議会事務局規程でございます。これの報告を行うものでございます。

18ページをお願いいたします。

この事務局規程につきましては、規約第12条第3項の規定に基づきまして、事務局に関する必要な事項を定めております。具体的には、事務局員として盛岡市が9人、このうち専任が3人、玉山村の方が5人、このうち専任が2人ということで、14人体制で組織として立ち上げるということになります。

事務局は、第3条にありますけれども、総務・調整班、新市計画班という2つの班を置いて、分担して事務を進めるという予定でございます。

それから、21ページでございますが、報告第6号 盛岡市・玉山村合併協議会委員等の報酬等に関する規程についてというものでございます。これを報告申し上げます。

22ページに規程がございます。これは、規約の第16条第2項の規定に基づきまして、必要な事項を定めております。第2条の報酬でございますが、委員さん方の報酬の額は1万

円と規定しております。これは市の審議会等の報酬の例にならったものでございます。

なお、行政側の委員につきましては、申しわけございませんが、辞退という形で支給しないという取り扱いをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご報告申し上げます。

谷藤会長 ただいま報告をいただきましたけれども、今までの部分につきましてのご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思っております。

寺口委員 2ページの報告第1号の第7条(1)、構成団体の長及び助役とございます。そして、さらに報告第2号、7ページでございます。第3条の3(1)、(2)、盛岡市、玉山村とも助役あるいは企画部長、総合政策室長となっておりますが、委員と幹事と助役は兼ねるということになってあるわけでございます。それで差し支えないでしょうか。

藤原事務局次長 これは差し支えございません。幹事長の立場、役割につきましては、協議会に提案する最終的な議案と申しますか、資料の調整を幹事会でやる。そのためには、協議会にも属し、それから事務レベルの方にも属して、両方で橋渡しと申しますか、協議会の意向を事務局に伝えて調整を行う、そういう立場の方が必要だということで、助役をそれぞれに配置していくという考え方でやっております、ほかの協議会でもそのような考え方でやっております。

以上でございます。

谷藤会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 報告ということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に進ませていただきます。

報告第7号の協議会平成16年度予算について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、資料の23ページ、盛岡市・玉山村合併協議会平成16年度予算について、別紙のとおり報告するものでございます。

24ページをごらんいただきたいと思っております。協議会の予算でございます。

予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ2,368万1,000円となっております。主なものをそれぞれご説明申し上げます。

歳入の方ですが、負担金でございますが、盛岡市が839万3,000円、玉山村が628万7,000円ということで、これにつきましては議会の方の予算措置が認められているものでござい

ます。括弧書きでそれぞれ内訳を書いておりますが、それぞれ市村の方に500万円ずつ国からの合併補助金がございますし、残りの部分については、均等割、それから人口割ということで負担するという内容でございます、合計1,468万円という負担金としております。

それから、県の支出金の関係でございますが、これは盛岡地方振興局の方の地域活性化事業調整費補助金ということで、補助率3分の2でございますが、これを900万円見込むという内容でございます。

それから、歳出でございます。

1の運営費、会議費、報酬ということで154万円。これは、会議開催の分、7回分の委員報酬を見込んでおります。その他必要な経費を見込んでおります。それから、2の事務費でございますが、旅費、需用費、役務費と見込んでおりますが、19節負担金、補助及び交付金ということで62万4,000円見込んでおります。これにつきましては、協議会の方で臨時職員を雇用して会議資料の調整に当たる、作成に当たることとなりますが、身分としては、市の方で臨時職員を雇用して協議会の方に派遣するという内容で協議が調っておりますので、そういう形にする。そして、その賃金については、協議会の方から市の方に負担する。ということで、負担金ということで予算措置されているものでございます。

2の事業費の関係でございます。全部で2,011万8,000円を見込んでおります。需用費につきましては、協議会だより、協議会報告書概要版の印刷。これは、それぞれ市村の全戸配布分ということで予算措置しておりますし、協議が調った時点での合併協定書の作成とか、新市合併建設計画の印刷代ということで924万7,000円見込んでおりますし、13節の委託料については、ホームページの作成委託料、それから電算統合計画作成委託料ということで、合わせまして1,080万1,000円を見込んでおります。電算統合計画策定委託料と申しますのは、合併の時点までに電算システム一元化をする必要がありますので、この3月までに一元化の計画策定委託ということをする予定で、その委託料の予算でございます。具体的には、財務会計システムとか、窓口業務の関係で、戸籍、住民票、印鑑証明のシステム、それから税務システムとか、そういったものの一元化に向けた調査計画策定委託という内容でございます。

それで、支出合計2,368万円という内容でございます。よろしくお願いたします。

谷藤会長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ございましたらいただきたいと思っております。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 報告でございますので、よろしいでしょうか。

(2) 協議事項

谷藤会長 それでは、次の協議事項に進ませていただきます。

まず、協議第1号の盛岡市・玉山村合併協議会会議運営規程について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、資料の25ページをお願いいたします。

協議第1号 会議運営規程について、別紙のとおり提案するものでございます。

26ページをお願いいたします。

会議運営規程でございますが、これにつきましては、協議会規約の第9条第4項の規定によりまして、会議運営に関して必要な事項を定めようとするものでございます。

第1条についてはその設置の趣旨、第2条として議事の振興ということで、議事は全会一致をもって進めることを原則とするということで、いずれ、全会一致に至るまで議論を尽くすということが前提となります。ただし書きの部分も設けております。

それから、第3条、会議録の調製ということで、これは、会議録は公開するというところで第4条に規定しております。

それから、傍聴人の規定等につきましては、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条ということで、傍聴及び傍聴人についての規定、それから傍聴の手続とか、傍聴に入ることのできない者、守るべき事項ということについて定めております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいま協議第1号について説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらいただきたいと思っております。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、それでは、協議第1号につきましては、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、ご承認いただいたものとさせていただきます。

続きまして、協議第2号 盛岡市・玉山村合併協議会事業計画について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、28ページをお願いいたします。

協議第2号 盛岡市・玉山村合併協議会事業計画について、別紙のとおり提案するものでございます。

29ページをお願いいたします。これで事業計画案を設けております。

まず、会議の開催でございますが、これは、この左の区分の方に書いておりますけれども、きょうを含めまして3月までに7回の開催を予定しております。開催の日時も予定としてお示ししています。それから、会場につきましては、盛岡市と玉山村で交互に開催する計画としてございます。

具体的な事業計画としまして、まず、合併建設計画の策定が挙げられるわけですが、これにつきましては、29ページでございますけれども、第3回目の12月21日、この第3回目をめどに案を取りまとめまして、この協議会でのご協議、ご了承いただきまして、県の市町村課との事前協議に入るという計画でございます。

そして、下の方にパブリックコメントの実施とありますけれども、これにつきましても、協議会のご了承をいただいて、計画案を住民の方々にお示しして、1月中に意見をもらうという予定でございます。

30ページですが、2月上旬に合併建設計画の事前協議について県の方から回答が来ますので、その回答を踏まえまして、2月14日予定の第6回協議会に修正した建設計画をお示しする。併せて、1月中のパブリックコメントで住民の方々から意見をいただいたものもこの計画案に取り入れるということで、まとめたものを第6回の協議会にお示しして、そして、ご了承いただければ、知事の方に正式に協議するという計画にしております。

この県の正式な協議というのは、合併特例法で規定されておりますので、必要な事項となります。

それから、合併協定項目の協議ですが、これは、事務事業の水準調整の関係もあります。専門部会の調整に応じまして、第1回目から順次ご提案申し上げる、そして協議していただく。そして、30ページの方ですが、第6回の協議会を目途に取りまとめでいきたいという計画でございます。

そして、合併協議の内容につきましては、住民の方々に情報提供する必要がございます。そういったことで、30ページの3月上旬のところですか、住民等懇談会、協議会でお話し合いをいただいた内容を住民の方々にご説明するという説明会になると思っておりますが、そういったことを計画する。そして、3月12日予定の第7回目の協議会で合併協定書

の調印式に臨むという計画でございます。

これが協議会の事業計画となるわけでございますが、第7回目以降につきましては、備考欄にも書いてございますが、市村の議会の方に合併議案をご提案申し上げます。そして、議決をいただいて、3月下旬に県知事に合併申請書を提出するという想定となります。

それから、これも書いておりますが、協議会だよりについては、4回それぞれ発行して、協議の経過を住民の方々にお知らせしようという内容で事業計画をつくっております。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま協議第2号について説明があったわけですが、この件につきまして、皆さんからご質問、ご意見ございますればいただきたいと思っております。

本山委員 前の方に戻っていただきますが、規約の中の第12条の附則です。27ページですが、附則のこの規約は、「平成16年」というのは11月29日からということで理解していいですか。日にちが入っていませんけれども。

藤原事務局次長 本日、第1回目でご了承いただくということで、11月29日、そのとおりでございます。

谷藤会長 ほかにございませんでしょうか。

竹田捷夫委員 玉山の竹田です。

29ページのところで、12月21日にパブリックコメントの実施という、住民からの意見を聞き取るという考え方のようにも思われますけれども、その実施方法、内容はどのような形で検討されるのかお聞かせ願いたいと思っております。

藤原事務局次長 お答え申し上げます。

21日の第3回協議会でこの合併建設計画案についてご了承いただくということになりますと、その後、21日ということではなくて、時期は12月末になると思っておりますが、この計画案全体をホームページに載せまして、その計画案について、盛岡市、それから玉山村の住民の方々から内容についてのご意見をいただくということで、計画案全部をお示するという予定で、その示し方は、ホームページによってお示しする。協議会のホームページでございますけれども。

パブリックコメントを実施しますよというのは、例えばマスコミを通じてとか、あるいは広報の発行に間に合えば、広報で、いつからパブリックコメントを実施しますというお知らせ、あるいは協議会だよりでも前もって予告という形でご案内申し上げますということ

で考えております。

竹田捷夫委員 再度確認させてもらいますけれども、今、結果的にはホームページの方だけでこういう意見聴取という形になるわけですか。そうすると、ある程度知識のある人でなければ意見が述べられないような部分があると思うんですけれども、一般的な文書で流すような形は考えておられないのかお聞きしたいと思います。

藤原事務局次長 確かにそのとおりだと思いますので、ホームページだけではなくて、例えば市役所とか、役場庁舎、あるいは支所とか、そういったところにも紙の計画案を備えつけて、ごらんいただいて、ご意見をいただくということも考えております。

竹田捷夫委員 わかりました。

谷藤会長 できるだけその内容、いろいろな施設のところにも置かせていただくとか、その中から声を拾い上げるとか、そういう形のものを工夫していくということでございます。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 特にないようでございますので、それでは、協議第2号につきましては、原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、原案のとおり承認いただいたものとさせていただきます。

続きまして、協議第3号 合併協定項目について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、31ページをお願いいたします。

協議第3号 合併協定項目についてというものでございまして、別紙のとおりご提案申し上げます。

次の32ページをお願いいたします。

この合併協定項目についてでございますが、これは表のとおりでございますが、基本的な項目、合併の方式、期日、名称とか、そういったような基本4項目とか、あるいは5項目と言われていますが、これをまず協定項目として上げました。それから、合併特例法に定める項目ということで、議員の定数とか、農業委員会の委員の定数、地方税とか、一般職員の身分の取扱い、地域自治制度の取扱い、最後の方に行きますと、26番の新市建設計画、こういったものが合併の際は協議をして定めなさいという特例法の規定がございますので、そういったものを盛り込んでおります。それから、これも行政運営に必要なことに

なりますけれども、その他の項目と分類しておりますが、11番から、特別職の身分とか、条例、規則の取扱いということで、そういったことについても協議項目として盛り込んでおります。これは、合併に当たりまして取り決めておくべき重要な項目ということで今回ご提案申し上げるものでございまして、これら一つ一つを協議会において協議、確認をいただくという内容でございます。

この協定項目の協議の進め方でございますけれども、協議会でご提案申し上げまして、事務局で説明し、委員の方々に協議をお願いすることになります。そして、承認できるものについてはご承認いただく、あるいは、万が一結論が出ないものにつきましては継続協議とさせていただきます。そして、継続協議になったものについては、その次の協議会において再度ご協議いただくということで、そういう形で進めていきたいと考えております。時間がかかるものにつきましては後の方に回していくといったことにはなりませんけれども、決められるものについてはどんどん決めていただければと考えております。

以上でございます。

谷藤会長 それでは、協議第3号でございますけれども、今度の合併に関しまして、それぞれ非常に重要な項目を皆さんにご協議いただくということにこれからなっていくところでございますが、項目につきまして、ご意見、ご質問ございましたらいただきたいと思っております。

何かこの項目以外に追加した方がいいとか、もしそういう部分がございますればあれですが。ほとんどの部分が、それなりに網羅はしたつもりの案のようでございますけれども、もし何かお気づきの点があれば。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、協議第3号の合併協定項目について、ご承認いただいたものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、次に、協議第4号 事務事業・行政サービスの調整方針について、事務局から説明願います。

藤原事務局次長 それでは、33ページでございます。

協議第4号 事務事業・行政サービスの調整方針についてということで、別紙のとおり

ご提案申し上げるものでございます。

34ページをお願いいたします。

これにつきましては、任意協議会でもご説明したわけですが、任意協議会で協議したものを改めてご提案申し上げることが基本にはなりますけれども、さらに詰めた調整方針の内容もご提案申し上げまして、協議をお願いするという部分もあります。そういった場合の調整方針を示したものでございます。

まず、1の基本的な考え方でございますが、調整に当たりましては、新市での速やかな一体化の促進や住民福祉の向上を目指すことを基本として、住民生活に及ぼす影響や行財政効果等を勘案しながら行うことを基本とするという考え方になります。

それで、調整の基本原則でございますが、一体性確保の原則、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、経常経費、投資的経費のバランスがとれた財政運営を目指す、それから、(5)行政改革推進の原則ということで、ものによっては事務事業の見直しをしながらとなります。それから、(6)の適正規模準拠の原則ということで、新市の規模に見合ったものとするというような考え方になります。

一般的に、サービスは高い方、負担は低い方という考え方もあるわけでございますが、原則的には、それぞれの各事務事業の状況とか、現況とかを踏まえまして、それぞれの制度に合わせて調整していく。一律ではなくて、それぞれの事務事業の実情を踏まえて調整していく、このような原則の考え方に立って調整していくという考え方になります。

それから、3の具体的な調整方針につきましては、住民生活に関する事項については支障のないように調整する、(2)合併年度に制度を統一することを原則とするんだということで、基本的には合併時に一元化するとなりますが、年度途中の合併ということもありますので、ものによっては年度末の調整ということも想定しまして、合併年度というふうに少し幅を持たせております。あるいは統一が困難な項目もございますので、それは合併後も継続して調整するんだという方向でございます。

それから、35ページですが、(3)税とか使用料、いわゆる住民の方々の「負担」に関する調整、それから、福祉サービスとか補助金などの「給付」に関する調整の事項ということ、これらは、調整の仕方によっては行財政の運営にも影響するというふうになります。今回は、事務事業ごとに影響額を試算するというやり方も取り入れていきたい。つまり、どちらかの制度に合わせた場合に、合併前と合併後で負担額が持ち出しになるのか、あるいは削減されるのかというような影響額も試算してみるということも考えております。

(4)についてはこのとおり。

実際の具体的な調整の手順ということで、4、すり合わせの原則でございます。

下の方に図がございますが、市村が実施している事務事業の中には、「現行どおり」ということで、それぞれ同一の事業をやっているというようなもの、あるいは、異なっているけれども、それぞれの実態に合わせて現行どおりやっていくというような事業については、存続という方向になります。

それから、「一元化」ということでございますが、事業内容に相違がある、あるいはいずれかの市村に制度がある場合、ない場合というケースですが、これも一元化するわけですが、一つの考え方は、統合するということで、例えば、盛岡市の例による、あるいは玉山村の例によって統合を図るという考え方です。それで、その統合の時点というのは、合併時のスタート、あるいは時間がかかるものは合併後のスタートという調整方向にするという考え方になります。それから、再編（新規）。これは2つの市村の制度を見直しまして、新たな制度を創設するというような考え方の方向でございます。これも、再編の時期というものは合併時にスタート、あるいは合併後にスタートという方向になろうかと思えます。

それから、「廃止」でございますが、社会経済情勢等の変化によって、制度の存続が必要ないと判断されるものは、合併する機会にこういった考え方も出てくるものもあるかと思えます。廃止の時点としては、新市発足の時点ということで合併時、合併後というのは、新市発足時に廃止できないものは、合併後に調整を図りながらという考え方というようなことで原則をまとめてみたものでございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま協議第4号について説明がありましたけれども、この件につきまして、ご質問、ご意見があればいただきたいと思えます。

それぞれのこの調整の考え方というものを事務局としてお示ししましたけれども、これに基づきましてそれぞれ調整させていただくということになっていくと思えます。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

谷藤会長 それでは、協議第4号につきましては、原案のとおり承認することとさせていただきます。

続きまして、協議第5号 新市建設計画の策定方針について、事務局から説明願いま

す。

藤原事務局次長 36ページをお願いいたします。

協議第5号 新市建設計画の策定方針についてということでございまして、これも別紙のとおりご提案申し上げるものでございます。

それでは、37ページで策定方針をお示ししております。

まず、1の新市建設計画策定の趣旨でございますが、1市1村が合併した場合の新市の将来ビジョンを示すということになります。そういったことで、新市まちづくりの理念、将来像、主要事業などを示すということになります。そして、新市の速やかな一体化の促進と均衡ある発展、住民福祉の向上を図るという趣旨になります。

それから、2の策定主体は、この協議会が策定するということになります。

3の計画の法的位置づけでございますが、盛り込む内容というのは、合併特例法の第5条に規定しておりまして、 の建設の基本方針、 で建設の根幹となるべき事業に関する事項、 で公共的施設の統合整備に関する事項、 で市町村の財政計画を定めるとなっております。任意協議会でつくった新市将来構想の中でも、こういったものを盛り込んで計画はされております。

この特例法に基づく財政支援を新市が受けるためには、策定主体は協議会ということにいたしまして、法定協議会でこの計画を策定することが必要になります。そして、この建設計画に盛り込む主要事業についてが、この財政支援の対象になるといったような法的な位置づけがありますので、載せているものでございます。

それから、4の計画と総合計画の関係でございますが、これは、この建設計画は合併後に目指すまちづくりを示すものでございますので、新市の総合計画と整合を図りながら実施していくんだとうたっております。

5の計画の策定方針ということでございますけれども、具体的には(2)の計画の構成ということで、序論では合併の必要性等、 では建設計画の策定方針、 地域の現況と課題、38ページということで、 は目指すべき将来像、 で分野別施策の概要ということで、ここで具体的な主要事業が盛り込まれることになります。それから、 で公共的施設の適正配備とか、 で財政計画という構成になります。

(3)計画の期間は、財政支援の期間に合わせて10年間ということで考えております。ただ、財政計画は、その後の激変緩和期間が5年間ありますので、合わせて15年間の計画期間とする。

6の策定に当たっての留意事項でございますが、(5)で、財政計画につきましては、合併によります歳出の削減効果とか、事務事業の水準調整、あるいは国、県の財政支援などを考慮して作成することになりますけれども、地方交付税、県の支出金、地方債、そういったものを過大に見積もることがないようにと申しますか、協議会でご相談申し上げながらつくっていくという考え方でございます。

それから、7の住民意向等の把握ということでございますが、先程申し上げましたように、パブリックコメント等を入れて情報を共有して地域の方々のご意見も反映したいと思っておりますし、39ページの8の計画の周知ということでございますが、これは全世帯への概要版の作成、配布とか、広報、ホームページということでお知らせしていくということで策定方針を考えております。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま協議第5号について説明がありましたが、この件につきまして、ご質問、ご意見ございますればいただきたいと思っております。

村井委員 村井でございます。

この特例法の5条に、政令で定めるところにより作成すると言っているんですが、ここにある計画の策定方針の中身がそういう政令で示しているという中身に解しているんですか。

藤原事務局次長 合併特例法の政令ではなくて、第5条 ちょっとお待ちください。

合併特例法の第5条に市町村建設計画の作成及び変更についてという本法の方の規定がございます。その中にこういった項目が規定されております。

村井委員 いやいや、そうじゃないんだね。本文には、市町村財政計画はおおむね次に定める事項についてだから、ここに掲げている4項目について、政令の定めるところにより作成するものとすると言っているわけですよね。その政令に定めることは、この5以下のことかと聞いているわけです。

野本委員 ご指摘のところ、5条の「政令に定めるところにより」という部分は何を指すかということではないかと思うんですけれども、こちらは、端的に言いますと、この政令に定めるところは何もないことになっております。実は、合併特例法も何度も改正しておりまして、かつてはこの政令に定める事項というのがあったんですけれども、その事項が法律の中に全部書き込まれてしまっておりまして、現在のところございません。かつてあった政令に定める事項というのは、建設計画の変更にかかわる手続部分なものですか

ら、何も係るものはございませんでした。

村井委員 わかりました。

谷藤会長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、特にないようでございますので、協議第5号につきましては、原案のとおり承認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございます。

それでは、事務局からこの後、何かありますか。

藤原事務局次長 合併建設計画の方針を今決めていただいたわけですが、委員の皆様にお願いとすることでございますけれども、前回の協議会の中でも、この建設計画に夢の部分をもう少し盛り込んでほしいというようなご提言をいただいております。それで、第1回というこの機会をとらえまして、できれば委員の皆様方に、日ごろこの地域づくりについて考えている思いとか、それぞれいろいろあると思いますので、その辺、ご意見をいただければと思いますので、ご提案申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

谷藤会長 突然な話であれですけれども、いずれ一緒になったときにはこういう地域でありたいとか、こういう方向になればいいなというようなことも含めまして、ざっくばらんにこの機会に、これからの地域づくりにかかわっていくことでございますので、それぞれお考えをお持ちだと思いますが、限られた時間ではございますけれども、ちょっとご披露いただけるものがあればいただきたいなと思います。

じゃ、私の方から、突然のことで恐縮でございますけれども、玉山村の商工会会長の佐藤さん、地域というか、これについて何か、これからのありようというか、そこについての考え方なり夢というものについてでもお話いただければと思います。

佐藤委員 玉山の佐藤でございますが、いずれ今、会長の方からご指名がありましたので、1つお願いと申しませうか、私は今、商工会長ということでご指名いただきました。したがって、任意協議会の中でも私はいろいろと質問しながらやってきたわけでございますが、この中で、例えば商工会が1市町村1商工会ということになります。そうした場合、私ども商工会はどういう感じでいきますか、その辺を具体的に説明していただければありがたい。特に、私ども商工会の合併のことについても、今いろいろと出てきましたことについても、この合併協議会の中で話がされれば、私どもも県の方にも話ができ

るのではなからうかと思しますので、その点をご指導いただければと思います。よろしくどうぞ。

谷藤会長 協議項目の中にもこの部分はあるでしょうけれども。

藤原事務局次長 大変恐縮ですが、この部分についてはちょっと、投げかけるのも申しわけないんですが、斎藤委員の方がお詳しいかと思しますので、よろしくお願ひします。

谷藤会長 今、都南村との10年を経過して、これから一緒になろうというような動きもあるときですので。

斎藤委員 ただいまお話ありましたように、現在、都南商工会と合併の協議を続けておりますけれども、おかげさまで、大分両者の意見が近づいてまいりまして、ほぼ合併できるのではないかと考えておるわけです。

やはり問題になったのは、合併することによって、今までの都南地区の人たちが受けていた恩恵というか、商工会からいろいろお世話になっておったわけですが、それがおろそかになるのではないかということが一番の問題点でございました。会議所としましては、その点についてはそのとおりだということで、今の商工会については支所ということにして、そのまま支所長を置いて、あと職員も当面はそのままにするということで、いずれは、何年かたてば職員の交流ということもあると思いますが、そういうことで、原則的には、今までやっておった事業等につきまして、それがマイナスになるようなことはしない。

あと、現実的な話で恐縮ですけれども、会費とか、そういったようなこと等についてもできるだけ便宜を図って、急に会費を上げるとか、そういうことはしないということとか、あるいは県、市のご当局にもいろいろご指導いただいて、順調というか、そのように進んでおるつもりであります。

また、私ももともと、原則的には合併することによって都南地区の人たちの不利になるようなことはしないということをお明言しておりまして、いずれこの協議会が合併ということになった場合は、できる限り早い機会に商工団体も合併していただければいいなど。ただ、無理はしないで、あくまでも皆さんのご意見を尊重しながらやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと考えております。

ちょっと回答にならなかったかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

谷藤会長 ありがとうございます。

佐藤委員 商工会の場合は、補助金を大変いただいているわけでございます。県の方からいただいております。そして今、県の方でマスタープランというものを出されまして、商工会も合併はいかなものかというような話も出ております。したがって、この前の任意協議会の中では、私は矢巾町と、あるいは合併をしてもいいのではないかという話もした経緯があるんですよ。したがって、そうしたことも考えながらいくと、これはどうしたらいいかと私はこのごろつくづく感じるわけでございます。

あの任意協議会の中でも私は質問したんですが、いずれ任意団体であるから、補助金は、例えば合併して盛岡市になった場合、盛岡市が考えるんだというような感じでございます。今まで、私ども商工会は、首長の深いご理解をいただいて年間840万円の補助金をいただいております。そして、今回も特別100万円いただきまして940万円の補助金をもらっておるわけでございますが、これが合併した場合、盛岡市に入った場合、果たしてその程度の補助金に来るものか来ないものか私は心配しておるわけでございます。その辺も加味していただいて、そして、県のマスタープラン等を考えれば、果たして合併はどうかという感じもします。

私は商工会の立場ですから、そこで、県の方もいらっしゃいますので、このマスタープランのこともについてもいろいろ具体的に説明していただければ、私はその方向に進めるのではなかろうかと思っておりますので、もしよければ、局長さんにでも教えていただければありがたいなと思っていました。

谷藤会長 いいですか。専門外のところかもしれないけれども、もし何かあれば。

長澤委員 私もマスタープランの詳しい内容をちょっと知らないのでもわかりませんが、いずれ、今、斎藤商工会議所の会長がおっしゃったとおり、まさにこの合併が進んで、合併が成立いたせば、できるだけ速やかに商工会議所と合併した方がむしろ望ましいのかなとは思ってございます。

県の運営費補助金につきましても、もう一般財源化でやってございますので、その意味では、1市町村1団体という形で指導してございますので、多分、将来的にはその運営というのは厳しくなってくるのではないかと思いますので、できれば早い時期から、いろいろ会議所と話をしながら進めていった方がいいのではないかと考えてございます。

具体的には、もう西根の方でも進んでございますが、あれにつきましては、商工会の会長、副会長はもう既に合意に達してしまっていて、3つの商工会が合併の方向に進むということで、方針的にはもう成立してございます。

ちょっと十分な回答にならないと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

谷藤会長 いずれ、そういうことになりましたれば、会議所と商工会でじっくりお話をいたひいて、どういふ形がよいのか十分にご協議いただければと思ひます。

それでは、盛岡市の方から、青年会議所の佐々木理事長、若手のところで、将来に向けた地域の夢といふか、地域のあり方といふか、何かあれば。

佐々木委員 佐々木でございます。

私ども青年と言われる若い世代といたしますれば、一番考えるところとしましては、合併をしたからといふことで何かが劇的に変わるというふうには思っていないといふことでございます。むしろ、合併をすることによって、いろいろな部分が、長い年月の中でもしかして忘れ去られるような部分が多くなってくるのではないかといふことを考えますと、青年会議所といふ団体そのものが、どちらかといふと、商業的な部分、それから農業、工業とかといふ部分とはまた別に、そこに住む地域の住民の方々のいろいろな部分の精神的な面での意識レベルでの活性化を目指している団体でもございます。逆に、この合併を機に、いろいろな忘れていた部分をもう一度、今この合併のときに、伝統や文化も含めていろいろな部分が出てくるわけですけれども、私ども青年会議所といふ団体のネットワーク等も使ひまして、それをどういふ形でクローズアップさせて、それをもう一度合併後の市の目玉にできるか、そういう部分を行政の方々に頼るといふのではなくて、合併を機に我々も一緒になって頑張っていく、そういう運動をしていかなければと思ひておるところでございます。

具体的に何といふ部分が今あるわけではございません。これからいろいろと出てくる中で、私たち青年として、自分たちで、じゃ、ここの部分をやろうかといふ自発的なものでないと、これはもう、自分たちにやる気がないと、それは運動にはならないと思ひております。

青年会議所といふのは、実は盛岡市だけではなくて、玉山村にも、雫石町、矢巾町、紫波町の方もみんな、盛岡広域圏で盛岡青年会議所は構成されておりますので、そういった意味では既に広域圏でございます。いろいろなメンバーの意見を集約した形で、この合併を機に、どういったことをもっと活性化させるべきか我々も考えていかなければと思ひておりますので、これからまた具体的に協議が行われる中で、みんなで話し合ひをして、もしいい意見が出た場合には、この場で少し発表させていただければと思ひております。

以上です。

谷藤会長 ありがとうございます。

それぞれの持てる魅力を、ぜひ若い方々の鋭い視点で掘り起こしていただければ、これは本当にありがたいなと思っております。

それじゃ、玉山村の方から、婦人団体の皆川さん、何か女性の方からのお考えがあれば。

皆川委員 思いがけない、突然なんですけれども、さっき盛岡市長さんが会長あいさつの中で、一人一人が幸せを感じられるまちづくり、自分たちの地域は自分たちでつくるとおっしゃいました。本当にそのとおりだと思います。私たち玉山村の婦人団体もいろいろな横のつながりを持っています。1万5,000人弱の小さい村なんですけれども、やっていることやお互いのつながりは、すごく大きなことをやっていると思っています。

私たちは、全国にもつながっている婦人会なんですけれども、JA女性部、農協関係の婦人団体とか、商工会の女性の方、それから母子協とか、いろいろな村内の女性団体とまた一つの大きな協議会をつくりまして、私たちの村が、元気でいつでも明るく暮らせるようにと取り組んでいるんです。村長さんにもいろいろな集まりのときにおいでいただくんですが、結構元気で、各小さい地域にもみんな目が届くような、連絡し合っています。それで30万人の大きな市になったときに、本当に自分たちの暮らしが、自分たちで守り育ていけるという気迫とか気力が失われないような新市になってほしいと思うんです。

いい行政は、いい住民をつくるとしています。玉山村の行政の方たちは、その点ではすごく、顔が見える、いつでも声が聞ける関係にあるものですから、福祉の面を見ても、いろいろなことを福祉協議会や住民生活課に連絡しますと、大抵わかってくださいます。どこに、どんな弱い立場の人がいるか、困っている人がいるかというのは、余り時間を置かなくても、お互いに連絡を取り合って、直接解決は、すぐにはできないんですけれども、その人その人の住民の立場、困っていることがわかってもらえるということは、村民同士の信頼にもつながっていると思います。

今回、財政というたった一つのことで合併しなければならぬんですけれども、私たちは、夢も希望もいっぱい持っています。そして、女性団体が元気であれば、地域づくりはうまくいくと思っています。

何かすごく取りとめのないことを言いましたけれども、結局、福祉も、いろいろな社会教育も、住民が自分の問題として取り組んだときに、行政とうまくやって成果が上がるん

だと思えます。これからもよろしくお願ひしたいと思えます。

済みません、何かわけがわからなくて。

谷藤会長 いえ、ありがとうございます。本当に顔の見える、そういう自治が行われていく。その意味では、地域自治区を含め、これから、やはり身近にそういうものが見える形のものを目指していこうということで進めてきておりますので、そういうものを忘れずに、これからも取り組んでいきたいと思えます。

もう一方、盛岡市の婦人団体協議会の氏家さんの方からも、女性の立場で一言。

氏家委員 盛岡の氏家でございます。

私は、子育てのことでちょっとお願いでございますけれども、私たち女性団体のところに子育てサポートセンターが入っております、十分活躍はしておりますけれども、ちょっと保育園の子どもさんがぐあいが悪いときは私たちがお手伝いしますが、今、盛岡市に、子どもさんがぐあいの悪いときに見るのは、松園と川久保と2つございます。中央部にそういう子どもさんを日中ぐあいが悪いときに見るところがないんです。それで私たちが非常に対応に困りまして、中央部に、そういう子どもさんを、ぐあいの悪い子どもさんを一時収容できるような施設があったら、私たちも非常に助かりますので、そういうものをひとつ考えていただければと思えます。

皆さんが十分活躍しております、いっぱい役に立っていることと思えますけれども、福祉の方でまず予算が削られることのないように、子育ては、少子化ということでございますので、やっぱりご配慮いただければと思えます。

今、皆川さんの方からもお話がございましたけれども、農村部は組織としてつながりが大きいと思えますが、盛岡市は、町内会婦人部が私たちにつながっておりますが、どんどん地元で、町内会に婦人部という名前がなくなってございまして、組織率が下がっております、都市部としては横の連絡が非常にとりにくくなっております。私たちも戦後50年の歴史を持ってございましたけれども、唯一それが私たち女性団体の勉強する場でございましたが、今は地域で公民館とか何か非常にいっぱい建ちまして、私たち組織につながらなくても地元で勉強できる場があるようになりましたので、盛岡市にとっては、組織率が下がっているということは非常に痛いという感じでございます。その辺をまず、ここに町連の会長さんもいらっしゃいますので、去年、40周年ということで、私もちょっと座談会に参加させていただきましてけれども、その組織率をどういうふうに上げていったらいいのかなと、盛岡市の女性団体としては、それが今抱えている一番大きい問題でございます。

今後ともどうぞ、町連さんもよろしくお願ひしたいと思ひます。

谷藤会長 ありがとうございます。また、それぞれの課題がそれぞれの地域ごとにあると思ひますけれども、これを機会に、ぜひ交流し合つて、刺激を受けながら、それぞれが発展していくという道につながることを願つておるところでございます。

まだまだたくさんご意見もあろうかと思ひますけれども、ここで、本日の協議の中で、次に進んでいくために決めておかなければならない事項もあるようでございますので、ちょっと先に進ませていただきたいと思ひます。

それでは、協議第6号の合併の方式について、事務局から説明をお願いします。

藤原事務局次長 それでは、ご説明させていただきます。

40ページをお願いいたします。

協議第6号 合併の方式についてでございます。

「合併の方式は、岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入する編入合併とする」ということでご提案申し上げるものでございます。

これにつきましては、考え方として41ページに資料をつけさせていただいておりますが、この備考欄で、任意協議会の協議の方向でも合併の方式は編入合併とするという方向で方向づけになっております。それを踏まえてご提案申し上げるものでございます。

ご案内のとおり、合併の方式につきましては、今後の合併協議の全体の基本となるものでございますので、これをまず初めにご協議お願ひするものでございます。

市の現況ということになりますと、人口、世帯、面積ということで、平成12年国勢調査のデータでございますが、30万人以上の市になるということになります。

それから、順序が後先になって申しわけございませんが、1の合併の方式に関する考え方でございますが、対等な立場、互譲の精神で行うことが基本になるということで、これまでのまちづくりの歩みを尊重し、合併の効果、メリットを發揮できるように努めていくという考え方でこの編入合併についてご提案申し上げるものでございます。

以上でございます。

谷藤会長 ただいま協議第6号 合併の方式について説明があったわけですが、この件につきましては、任意合併協議会でもいろいろとご協議をいただきながら、ここに記載されておりますとおり、「合併の方式は、岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入合併する」ということの提案でございます。任意合併協議会でもご承認はいただいておりますが、改めてここで、法定協議会の場でここを確認させていただきたいということ

でございます。

この提案いたしました方式でご承認いただくということによろしいでしょうか。盛岡市に編入するという形での提案でございますけれども、それぞれの思いは当然あるわけでございますけれども、いずれ、この問題をどういう方向にするかによって、今後の進め方が大分変わってくるという重要なテーマでございますが、この件につきまして、何かご意見ございましたらばいただきたいと思っております。

佐藤委員 盛岡市の方からなかなか言いづらい件だと思うんです。したがって、玉山の方、玉山というか、私個人としては、このままで、任意協議会の中でも話し合われましたから、このままでいいのではなかろうかと賛成する次第です。よろしくどうぞお願いします。

谷藤会長 ありがとうございます。

ただいま、任意協議会でも十分に協議したという経緯も踏まえまして、提案のとおりということでもいいのではないかなというご意見をいただきましたけれども、そのような方向で決定させていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 ありがとうございました。

それでは、合併の方式につきましては、盛岡市に編入するということで決定させていただきます。

それでは、次に、協議第7号 合併の期日について提案させていただきます。事務局から説明願います。

藤原事務局次長 42ページをお願いいたします。

協議第7号 合併の期日について。

協議項目は2番でございます。「合併の期日は、平成18年1月10日とする」ということでご提案申し上げるものでございます。

現行合併特例法期限内の合併を目指すためには、合併の期日を決めていただきまして、それに向かって調整を進める必要がございます。それから、水準調整、あるいは財政計画の策定などの協議を進めるに当たりまして、期日というのは大事なことでございますので、ご提案申し上げるものでございます。

考え方としては、43ページの資料をつけさせていただいております。

備考欄で、任意合併協議会の協議方向を載せさせていただいております。任意協議会

の段階では、平成18年1月をめどとするんだという方向にしております。

それで、1の合併の期日に関する考え方ということで、(1)については、先ほど申し上げましたように、特例法の特例措置を受けるためには、平成18年3月までを考慮する。(2)として、合併の手續に要する期間とか、窓口業務など住民サービスへの影響、あるいは電算システムの統合などの支障にならないような期間、時期を考慮する必要があるというようなことで、手續的には6カ月程度を要するとか、あるいは電算システムの統合では、閉庁日が続く時期が望ましいというようなことがございます。それで、1月のいつがいいのかということで、ここの日程的な表を検討してみました。1月1日は年末年始に当たりまして、閉庁日にも当たりますし、他の行政機関も閉庁日に当たるということで、電算システムの調整が図りにくいというような他先進都市の例も聞いております。そういうことで、7、8、9の3連休が続く日を電算システムの移行準備に充てまして、連休明けの1月10日を合併の施行日というものでご提案申し上げるものでございます。

44ページの方には、この手續の流れというものも、前にもお示ししましたが、参考までに上げさせていただいております。

以上の内容でご提案申し上げるものでございます。よろしく申し上げます。

谷藤会長 ただいま協議第7号 合併の期日について提案がありました。任意合併協議会のときには1月ということで、何日というところまで詰めておりませんでしたけれども、事務局の方からの提案では、電算システムの移行準備だとか、施設の名称変換だとか、いろいろな手續がさまざま出てくるだろうと思いますが、そういうことを考慮すれば、この連休時期を活用して、連休明けからスタートするような日程ではどうだろうかという提案でございます。

平成18年1月10日ということが提案されましたけれども、このような方向で進めるということではよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、「合併の期日は、平成18年1月10日とする」ということで、ご承認いただいたものとさせていただきたいと思っております。

7 その他

谷藤会長 次に、第7のその他に移りますが、何かございますでしょうか。この機会にということがあれば、ご発言願いたいと思っております。

特になければ、事務局、何かありますか。

それでは、最初に私がごあいさつというか、会議の冒頭でお話をさせていただきましたけれども、人口の推計と事業所税について、もう少し細かくといたしますか、事務局の方からも説明をさせていただきたいと思います。

泉山事務局長 事務局の泉山でございます。

私の方から、ちょっとお時間をいただきましてご説明させていただきたいと思いますが、本日の協議会の議事に入ります前に、会長の方から、11月15日の任意合併協議会で確認していただいた新市将来構想の中に財政計画がございますけれども、それに関連いたしまして、事業所税について、国の方の判断といたしますか、それについてちょっとお話を申し上げたところでございますが、あわせまして人口のことにつきましても、私どもの方にも人口が一体どうなるのかというお話も参っておりますので、この機会に若干の時間をいただきましてご説明させていただきたいと思います。

資料の丸の1つ目、平成17年10月1日の人口推計についてということで書いてございます。その表にありますとおり、平成12年10月1日、これは5年ごとに国の方で国勢調査が行われております。人口に関する^{しっかい}悉皆調査、すべての人を調査するという意味では唯一の調査でございます。平成12年10月1日には、盛岡市と玉山村の統計調査員の方々が調査した結果でもって30万2,857人という数字が載っております。これまでいろいろな機会に平成12年の国勢調査のこの数値を使っております。これは、いろいろ国の制度でそういう数値を使うということになっております。

ところが、先ほど合併の時期を平成18年1月10日と設定していただきましたが、そういうふうになんか時期が迫ってまいりますと、一体全体、平成17年10月1日の国勢調査の人口はどうなるのかというお話が寄せられているところでございます。そこで、考え方といたしましては、平成12年の国勢調査で調べた人口、これにそれぞれの市村の出生、死亡、それから転出入等々の数字を加味いたしまして、毎月県の方で岩手県毎月人口推計というものを出しております。したがって、例えば最近ですと、平成16年10月1日の推計人口でございますが、合わせまして30万1,674人という数字が出ております。4年間で見ますと、盛岡市と玉山村合わせまして1,183名減少しているということになります。1年あたり約300人減少しているということでございますので、いよいよあと1年で平成17年10月の国勢調査があるわけでございますが、急激な変化がなければ、平成17年10月1日の国勢調査で30万人は超えていると事務局の方では見込んでいるところでございます。

それから、もう一つの丸の事業所税でございますが、下の方に参考1ということで、岩手県の方を通じまして、国の方、総務省の方に照会した結果、その結果につきまして、事業所税の 、 、 のところに要約してございます。

のところをごらんいただきますと、平成18年1月に合併した場合ということで、事業所税につきましては、床面積が1,000平米以上ですとか、従業員が100人以上、そういう事業所に課税されるということになるわけでございますが、盛岡市と玉山村のように、もともと30万人ない人口の市町村が合併して、新たに事業所税が必要になるという場合につきましては、 の4にも書いてありますが、課税団体の政令による指定は合併した日から5年を経過する日までの間に行わないという規定がございます。したがって、実際の政令指定は平成23年1月以降になりますということでございます。

それから、しからば のところで、平成23年1月以降に指定する場合は、ちょうどその前の年、平成22年、これがまた国勢調査の年でございますので、この22年の国勢調査の速報値の人口で判断するというようになっております。

それから、 でございますが、仮に平成22年、この時点で30万人を超えておって指定されたという場合でも、その後人口が30万人を下回った場合には、これは政令を改正して指定から外す、そういうこともこの事業所税の場合には法律で決められております。

そういうこともございまして、これからどのように当地域の人口が推移するかわからないということもございまして、いずれ今後の協議会における協議の中でも、こういうことを踏まえながら、ご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

大変簡潔でございまして申しわけございませんが、人口と事業所税についてご説明申し上げました。いろいろご理解いただきながら、さらに協議会の方を進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

谷藤会長 また改めてそれぞれ事業所税にかかわるテーマというか、そういうときもあるわけですが、今の事業所税の考え方というか、人口との関係、これについて事務局から説明いただいたわけでございます。

いずれさまざま、今後の事業所税が入る、入らないを含めて、財政計画、建設計画、それぞれまた変わってくる部分もあるわけですが、任意協議会で協議してきた部分と、改めて3から2になってきた部分、そして、これからはやはり法定協議会のこの場で建設計画、財政計画を含めて決めていくこととなりますので、これからは本番ということになると思いますので、この件につきましては改めて協議をさせていただきますが、こ

のような方向で動いている、国の方の解釈もこうだということをまずご認識いただくということで、きょうは説明させていただいたところでございます。

ほかにごありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

谷藤会長 それでは、ほかにはないようでございますので、この辺で会議を閉じさせていただきますと存じます。

どうもありがとうございました。

8 閉 会

司会(沼田) 以上で本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

午後 4時50分